

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 訓 令

ページ

- 北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】 3

◇ 告 示

- 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部健康推進課】 8
- 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】 9
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局文学館事務局】 10
- 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部健康推進課】 11
- 徴収事務及び収納事務の委託【市民文化スポーツ局文化部長崎街道木屋瀬宿記念館】 12
- 収納事務の委託【建築都市局計画部都市計画課】 13
- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】 14
- 立入制限区域の指定【港湾空港局港営部港営課】 15
- 徴収事務の委託【産業経済局新成長戦略推進部産業政策課】 17

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可に係る図書の写しの縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】 18
- 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可の告示【上下水道局下水道部下水道計画課】 19

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【環境局循環社会推進部施設課】

20

北九州市訓令第4号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、別表第2の2の表」を「別表第2の2の表を除き、アジア低炭素化センター担当部長及びアジア低炭素化センター担当課長にあっては別表第2の1の表」に改める。

「債権管理室長

別表第1の部長の欄中「大規模大会誘致推進室長」を 大規模大会誘致推進
先進的介護システ

推進室長 に、「新成長戦略推進室長」を「アジア低炭素化センター担当
ム推進室長」

部長」に改め、同表の課長の欄中「地方創生推進室次長」を 「地方創生推進
債権管理室次

室次長 「先進的介護システム推進室次長

長 」に、「障害者就労支援室長」を 障害者就労支援室長

アジア低炭素化センター担当課長

「権限移譲準備室長 「特別支援教育相談センター所長

に、 教育センター所長」 を 教育センター所長 に改め
」 学力・体力向上推進室次長 」

る。

別表第3の5の表の税務部長の項第2号中「及び税外債権徴収事務(国民健康保険料、介護保険料及び保育所の保護者負担金に係るものに限る。)」を削り、同表中「徴収企画課長」を「収税課長」に改める。

別表第3の7の表の局長の項第42号中「指定検査機関への食鳥検査の委任」を「指定検査機関の指定」に改め、同項第43号中「第28条第2項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務規程の変更に係る意見」を「第3

3条の規定による指定検査機関の指定の取消し等」に改め、同項中第44号から第46号までを削り、第47号を第44号とし、第48号から第92号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

総務部長	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による扶助費等の支出、戻入、返還、徴収等
------	--

別表第3の7の表の地域福祉部長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表の保健衛生部長の項に次の10号を加える。

- (4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第23条の規定による指定検査機関の指定の公示等
- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第25条第3項の規定による指定検査機関の食鳥検査の実施に係る報告の徴収
- (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第26条の規定による指定検査機関の役員等の選任及び解任の認可等
- (7) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条の規定による指定検査機関の業務規程の認可等
- (8) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条の規定による指定検査機関の事業計画の認可等
- (9) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第31条の規定による指定検査機関に対する監督命令
- (10) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第32条の規定による指定検査機関の業務の休廃止の許可等
- (11) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第2項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務又は経理の状況に係る報告の徴収
- (12) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条第2項の規定による指定検査機関に対する立入検査
- (13) 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例(平成28年福岡県条例第39号)第17条第3項の規定による報告の内容の公表

別表第3の7の表の保健所担当部長の項中第27号及び第28号を削り、第29号を第27号とし、第30号を削り、第31号を第28号とし、第32号から第59号までを3号ずつ繰り上げ、同表の東部生活衛生課長及び西部生活衛生課長の項に次の1号を加える。

- (9) 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例第17条第4項の規

定による指導

別表第3の7の表の食品監視検査課長の項を削る。

別表第3の14の表の予防部長の項中第30号を第57号とし、第21号から第29号までを27号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の27号を加える。

- (21) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条の規定による製造業の許可
- (22) 火薬類取締法第5条の規定による販売営業の許可
- (23) 火薬類取締法第8条及び第44条の規定による製造業又は販売営業の許可の取消し
- (24) 火薬類取締法第9条第3項の規定による命令
- (25) 火薬類取締法第10条第1項の規定による製造施設等の変更の許可
- (26) 火薬類取締法第11条第3項の規定による命令
- (27) 火薬類取締法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可
- (28) 火薬類取締法第13条ただし書の規定による火薬庫の所有又は占有をしないことの許可
- (29) 火薬類取締法第14条第2項の規定による命令
- (30) 火薬類取締法第15条第1項の規定による完成検査
- (31) 火薬類取締法第17条第1項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可
- (32) 火薬類取締法第17条第3項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し
- (33) 火薬類取締法第24条第1項の規定による輸入の許可
- (34) 火薬類取締法第25条第1項の規定による消費の許可
- (35) 火薬類取締法第25条第3項の規定による消費の許可の取消し
- (36) 火薬類取締法第27条第1項の規定による廃棄の許可
- (37) 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程の認可
- (38) 火薬類取締法第28条第4項の規定による危害予防規程の変更命令
- (39) 火薬類取締法第29条第1項の規定による保安教育計画の認可
- (40) 火薬類取締法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定
- (41) 火薬類取締法第34条の規定による製造保安責任者等の解任命令

- (42) 火薬類取締法第35条第1項の規定による保安検査
- (43) 火薬類取締法第36条第2項の規定による安定度試験の実施命令
- (44) 火薬類取締法第43条の規定による立入検査等
- (45) 火薬類取締法第44条の規定による事業停止命令
- (46) 火薬類取締法第45条の規定による緊急措置等
- (47) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第1項の規定による安全な場所の指示

別表第3の14の表の規制課長の項中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、第6号の次に次の5号を加える。

- (7) 火薬類取締法第17条第7項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項の書換
- (8) 火薬類取締法第17条第8項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
- (9) 火薬類取締法第52条の規定による意見の聴取、通報、措置の要請の受理、通報の受理及び報告
- (10) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の返納
- (11) 火薬類取締法施行令第14条の規定による公安委員会等への通報

別表第3の14の表中「警防部警防課長」を「警防部消防団・市民防災課長」に改める。

別表第3の15の表の小学校、中学校及び特別支援学校の校長並びに幼稚園の園長の項第1号中「市費負担職員」を「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の職員」に改める。

（北九州市事業所長等専決規程の一部改正）

第2条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表の所長の項第2号中「、国民健康保険料、介護保険料及び保育所の保護者負担金（以下「市税等」という。）」を削り、同表の納税課長の項各号中「市税等」を「市税」に改める。

別表第2の14の表を削り、別表第2の13の表を別表第2の14の表とし、別表第2の10の表から別表第2の12の表までを1表ずつ繰り下げ、別表第2の9の表の次に次の1表を加える。

- 10 保健環境研究所に関する事項

専決権者	専決事項
次長	(1) 1件50万円以下の試験検査用の試薬、消耗器材及び機器の購入、修繕等の契約及び検収

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の北九州市事業所長等専決規程別表第2の2の表の所長の項第2号及び同表の納税課長の項第1号に規定する専決事項（平成29年3月31日において東部市税事務所又は西部市税事務所の所管に属するもので、市長が指定するものに限る。以下「市税等」という。）については、当分の間、第1条の規定による改正後の北九州市副市長以下専決規程別表第3の5の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

専決権者	専決事項
債権管理室長	1件2万円を超える市税等に係る延滞金の減免
債権管理室次長	1件2万円以下の市税等に係る延滞金の減免

北九州市告示第148号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、第二次北九州市食育推進計画の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月7日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第149号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、元気発進！子どもプラン（第2次計画）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立文学館刊行物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目 23番5号	平成29年4月1日 から平成30年3月 31日まで

北九州市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市健康づくり推進プランの売払代金の収納事務を次のとおり委託した

。

平成29年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館における陳列品の観覧料の徴収事務及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館運営協議会 理事長 山田靖	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目16番26号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市基本図、北九州市地形図及び北九州広域都市計画総括図の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月7日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第156号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第37条の規定により、北九州市が管理する立入制限区域を指定したので告示する。

平成29年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 立入制限区域の名称

三菱化学合成2号栈橋

2 立入制限区域の区域図

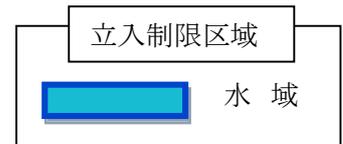
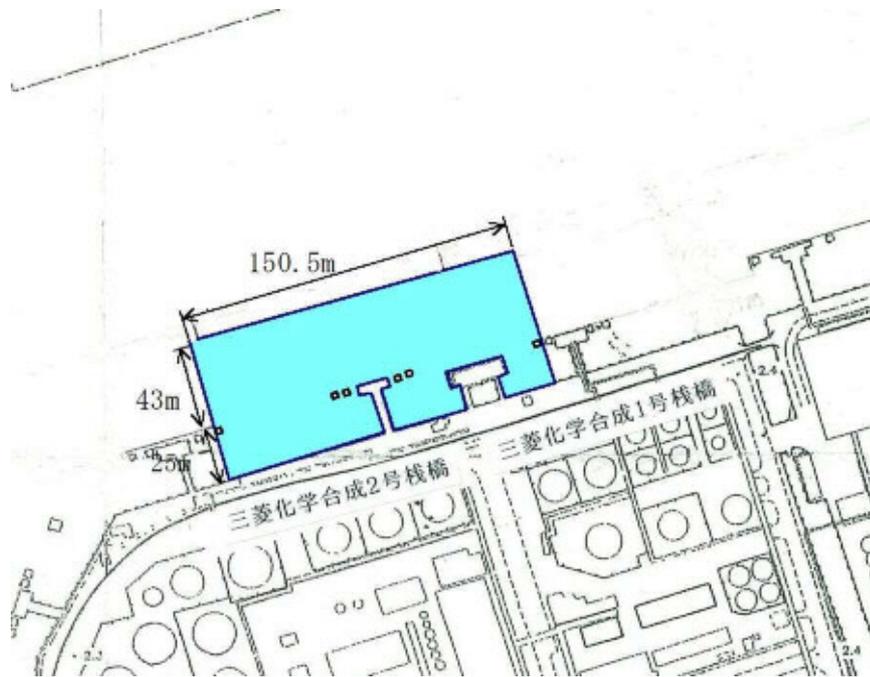
別紙のとおり。ただし、法第2条第1項の国際航海船舶が利用する時間帯以外はこの限りではない。

3 立入制限区域の指定年月日

平成29年3月27日

別紙

三菱化学合成 2号栈橋立入制限区域



北九州市告示第 1 5 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立商工貿易会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町 1 3 番 1 号	平成 2 9 年 4 月 1 日か ら平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 238 号

福岡県知事から北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第 239 号

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可の告示（平成 27 年福岡県告示第 959 号）があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
下水道事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
北九州公共下水道	北九州市小倉北区新高田二丁目の一部並びに北九州市若松区二島五丁目及び二島六丁目の各一部

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
北九州市上下水道局下水道部下水道計画課
なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において縦覧に供している。

北九州市公告第 240 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市新門司工場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市環境局循環社会推進部施設課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 2 月 23 日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
2,095 万 9,205 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 29 年 1 月 4 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 2 4 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市皇后崎工場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市環境局循環社会推進部施設課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 2 9 年 2 月 2 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
- 5 落札金額
4, 0 9 8 万 9, 8 1 8 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 2 9 年 1 月 4 日
- 8 落札方式
最低価格による。